

契約監視委員会（第 25 回）議事概要

開催日時	平成 30 年 7 月 27 日（金）午前 9 時 55 分～午前 11 時 35 分	
場 所	衆議院第二別館 5 階 会計課入札室	
委 員	委員長 古島 守（弁護士・公認会計士） 委員 荒川 穂（一般財団法人公共用地補償機構非常勤監事） 委員 加藤 聡（公認会計士・税理士）	
議事概要	1. 入札及び契約手続の運用状況、指名停止の運用状況等についての報告 2. 抽出結果の報告 3. 抽出案件の説明及び質疑応答	
審議対象期間	平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで	
抽出案件	3 件（合計）	
一般競争	1 件	契約件名 衆議院 LAM 用プリンター一式（職員用）に係る機器等の 賃貸借 契約相手方 東京センチュリー株式会社 契約金額 2,568,032 円 契約締結日 平成 29 年 10 月 11 日
随意契約	2 件	契約件名 衆議院要覧（甲の一）1,847 部ほか 2 点の印刷 契約相手方 第一法規株式会社 契約金額 5,563,360 円 契約締結日 平成 29 年 10 月 2 日
		契約件名 第二別館低圧幹線一部改修工事 契約相手方 株式会社ホマレ電池 契約金額 10,800,000 円 契約締結日 平成 29 年 11 月 30 日
委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

お問合せ先 衆議院事務局庶務部会計課 電話 03-3581-5111（代表） 内線 34340

(別紙)

意見・質問	回答
<p>〔案件 1〕</p> <p>契約件名 衆議院 LAN 用プリンター式（職員用）に係る機器等の賃貸借</p> <p>契約相手方 東京センチュリー株式会社</p> <p>契約金額 2,568,032 円</p> <p>契約締結日 平成 29 年 10 月 11 日</p> <p>・ 契約金額が約 250 万円とかなり低価格であるが、他の 3 者の入札価格も同程度か。</p> <p>・ 予定価格との乖離が大きいですが、過去の入札においても同様な状況か。</p> <p>・ 保守契約や消耗品等で回収するためにインシヤルコストを下げると思うがそれらは別契約か。</p> <p>・ 機種指定はしているのか。</p> <p>・ 前回の入札は、今回同様、落札率は低かったのか。</p> <p>・ 予定価格を決める時は、例えば市場価格を反映させなければならないとか、決まりがあるのか。また、前回の 23 年度の入札状況は考慮するのか。</p>	<p>・ 他の者も 300 万円以下の金額で応札している。</p> <p>・ 過去のリース契約の中でもプリンタ調達の場合は競争性が強く、極端に低価格になることがある。予定価格は、複数の者から市場価格（一般的な取引価格）ベースの参考見積を徴取し、その中から最低価格を採用して作成している。</p> <p>・ 保守は本件契約内であるが、消耗品等は別途一般競争入札を実施し、年間契約をしている。</p> <p>・ 機種指定はしていない。性能発注とし、入札時の事前提出書類で機種の提示を受けている。今回は 4 者からの提案に対し、2 つのメーカーの製品の提示があった。</p> <p>・ 前回も、落札率はかなり低かった。</p> <p>・ 特に決まりはない。予定価格を作成する上では、あくまで適切な積算をすることが必要条件であり、どういう形が最も良いのかということは、毎回考えている。</p> <p>改めて複数者から見積りを徴取し、直近情報として提示されたものに前回の落札率をいかに考慮するかという判断は難しいものがある。今回の場合は、前回の落札率を考慮せず予定価格を算出した。</p>

意見・質問	回 答
<p>・納品検査をより注意する必要があるが、しっかりと対応できているか。</p> <p>(意見)</p> <p>・予定価格と契約金額が乖離している。 前回の更改と同様な入札結果であること、また、他者の入札価格も同程度であることを考えると、予定価格の決定の際は、過去の実績(状況)を考慮すべきではないか。 この異常な差額の原因分析をしっかりと行い、次回以降に反映させてほしい。 なお、このような状況を受け、仕様書どおりの規格で納品されているか、改めて確認していただきたい。</p>	<p>・納入された際には、会計課担当者の他に、システム関係の機器を取り扱っている専門部署と一緒に検査をしている。</p>
<p>[案件2]</p> <p>契約件名 衆議院要覧(甲の一)1,847部 ほか2点の印刷</p> <p>契約相手方 第一法規株式会社</p> <p>契約金額 5,563,360円</p> <p>契約締結日 平成29年10月2日</p> <p>・本件の発注は、衆議院解散時に毎回随意契約を行っているのか。</p> <p>・配付日までの時間がないから随契にしたとのことであるが、入札と随契の手続では日程的に違いがかなりあるのか。一般競争入札としても、10日間で実施できるのではないか。</p>	<p>・随意契約としている。これまでは特命随意契約を結んでいたが、競争性を確保するために、今回から、複数者による見積合わせの方式を採用している。</p> <p>・本件は部数が多く、上製本のため作成に最低1か月の時間が必要である。過去の例に倣うと、解散から特別国会が召集されるまでは30日余りであり、解散後直ちに契約を行い作成に着手しなければ、物理的に召集日に配付することは難しくなる。入札の場合、公告期間や入札手続きに要する期間もあることから、随意契約方式としている。</p>

意見・質問	回 答
<p>・法規に基づき作成しているものでないのであれば、定期的に作成することで、前回の解散時から更新された内容も反映され、予め準備可能となり、緊急に随意契約する必要もなくなるのではないか。特別会召集日に配付する必要性はあるのか。</p> <p>・予定価格はどのように決めているのか。</p> <p>(意見)</p> <p>・特別会召集日に要覧(甲)を配付するために、緊急随意契約とすることが必要なのか疑問である。</p> <p>様々な要因をリサーチして一般競争入札への移行の可能性を幅広く考えてほしい。</p> <p>発注に対し、過去の慣行もあることから、関係部課と調整が可能か検討してほしい。</p>	<p>・慣行により、特別国会開会時に最新の法規が収められたものを配付することとなっている。現在の編纂内容、作成時期、配付時期について見直すのであれば、契約担当だけではなく、衆議院事務局全体で検討する必要がある。</p> <p>・参考見積の中から、最低価格を採用している。</p> <p>今回、部数が多いということと期間が短いことから、ある程度大きな規模の者、体力のある会社でないと対応できないため見積を辞退する者もあったが、印刷会社のみならず、法規関係の図書を作成している会社にも声掛けを実施し、結果的には3者から協力を得られた。</p>
<p>[案件3]</p> <p>契約件名 第二別館低圧幹線一部改修工事</p> <p>契約相手方 株式会社ホマレ電池</p> <p>契約金額 10,800,000円</p> <p>契約締結日 平成29年11月30日</p> <p>・1者しか入札に参加しなかった理由は、どのようなことが考えられるか。</p>	<p>・工事内容に魅力がないためではないかと思う。1,000万円程度の少額工事であり、機器等の新規調達がないこと、一般的に改修工事は施工に制約が生じることがある、といった要因が一者入札の結果となったのではと思われる。</p>

意見・質問	回 答
<p>・当初の入札参加資格のランクはどうであったか。</p> <p>・不落となった原因はどこにあると考えられるか。</p> <p>・工事の発注が10月で、実際の工事は12月から3月となっているが、もっと早い時期、春とか夏には発注できなかったのか。</p> <p>・予定価格を積算する際には、複数の者から見積りを徴取しているか。</p> <p>・応札者は参考見積りの依頼先のひとつか。</p> <p>・最終的な契約金額はどのように決定しているのか。</p>	<p>・1,000万円台の工事ということでBランクの工事となるが、公告当初より参加要件の拡大を図り、A及びBランクとした。</p> <p>また、参加要件のもう一つの条件である同種工事の実績についても、実際に施工する容量の3分の2の容量の施工実績に緩和している。</p> <p>・作業に対するリスクの過大な対策と効率性を重視するあまり過大な設備投資等の積算が、本院の積算との金額の差を生じていたとヒアリングにより判明した。</p> <p>さらに、平日作業が可能なところを、現に執務を行っている建物内の工事であることから、休日に実施するものと考えていたようであった。</p> <p>本工事の作業内容に対する工法やリスク対策の考え方に相違が生まれたことを考えると、仕様書や図面の書き方、表現方法等にもう少し工夫が必要であったかもしれない。</p> <p>・工事発注計画としては、機器製作のある工期の長い内容の工事発注が優先的に計画され、本工事のような作業手間のみの工事は、前者発注後に着手することになってしまう。</p> <p>・今回の工事では、機器の撤去部分に関し、複数の者から見積りを徴取している。その他の部分については公共建築工事積算基準をもとに算出している。</p> <p>なお、見積りは3者に依頼をし、2者から回答を得られている。</p> <p>・2者とも入札には参加していない。</p> <p>・ヒアリングの結果を受け、相違点を明らかにし、再度の金額提示を求め、最終的に予定価格の範囲内の提示があれば契約手続きに進むことになる。</p>

意見・質問	回 答
<p>・年間の工事予定というのは、4月、5月の段階で開示されているのか。</p> <p>(意見)</p> <p>・応札者が工事内容を十分把握できていないことが不落となった原因とも考えられるので、応札者との齟齬がおきないように、工事内容についても事前の情報提供を見直して頂きたい。</p> <p>また、一者入札対策として、魅力的な発注、例えば、工事内容が魅力に欠けるのであれば、工事発注の時期を閑散期に行うなど、業者が参加しやすい環境を作る等の工夫をして頂きたい。</p>	<p>・4月にホームページ上で「発注見通し」という形で開示し、四半期毎に区分し件名、工事内容、工事規模金額等を示している。</p> <p>「発注見通し」を確認すれば受注計画を立てることは可能であり、工事内容や規模等から、優先的に配置技術者を確保しておく工事の選定を行っているはずである。本工事は優先度が低かったのだと思う。</p>